

あなたの側に潜むハラスメント

22-011号
通巻:238

昨今、雇用者と労働者の間でのトラブルで注目されているハラスメントに関して2022年4月より、企業規模問わず防止対策が義務化となりましたので、簡単ではありませんがご紹介いたします。

『改正労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）』（厚生労働省）

□対象の事業主

2022年4月1日から中小事業主も義務の対象

□事業主の講ずべき措置（義務）

パワハラ防止措置の義務化によって事業主に求められる具体的な対応

事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ・パワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ・行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発する



相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ・相談窓口担当者が相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにする



職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ・速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ・事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ・再発防止に向けた措置を講ずること

そのほか併せて講ずべき措置

- ・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知する
- ・相談したこと等を理由に、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する



（具体的な対策例）就業規則へ盛り込む、相談窓口の設置、従業員への意識の浸透、管理職への研修の実施

□事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止となります。

□罰則等について

パワハラ防止法においては、罰則規定はありません。ただし、パワハラの実事が発覚した際には厚生労働省から勧告を受ける可能性があります。

□職場におけるパワハラの代表的な言動

- ・「身体的な攻撃」、「精神的な攻撃」
- ・「人間関係からの切り離し」…1人だけ個室に移し、仕事を与えずに放置する。
職場イベントへの出席を認めずに拒否する。
- ・「**過大な要求**」…能力を考慮せず、高い練度を要する仕事を依頼する。
物理的に遂行が不可能な仕事を依頼する
- ・「**過少な要求**」…従業員の能力を極端に下回る仕事だけを依頼する。
担当職域と関係のない軽微の仕事だけを依頼する。
- ・「**個の侵害**」…家族や信仰など業務と無関係なことをしつこく聞く。
了承なく従業員の個人情報暴露する。

□現在、定義されているその他のハラスメントの種類（職場環境関連）

セカンド ハラスメント	セクハラを受けた被害者が、逆に会社側からの圧力などの二次的被害を受けること
モラル ハラスメント	言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと
ジェンダー ハラスメント	「男らしさ」「女らしさ」を強要するいやがらせ
リストラ ハラスメント	リストラ対象者に対するいやがらせ
テクスチュアルハラスメント	文章上の性的いやがらせ。例として女性が書いた文章に「これは男性が書いた文章」
リモートハラスメント	リモートワーク（テレワーク）で働く社員に対する嫌がらせ
カスタマーハラスメント	消費者による自己中心的で理不尽な要求によるハラスメント
ブラッドタイプ ハラスメント	血液型が与える印象で、その人の人柄や性格を決めつけるような言動をいう
スメル ハラスメント	匂いによって他人を不快な気持ちにさせる行為
スモーク ハラスメント	喫煙者が非喫煙者に行ういやがらせ
エアー ハラスメント	空調に関するいやがらせ
テクノロジー ハラスメント	パソコンやスマートフォン等のハイテクノロジー技術に詳しい人がそうでない人にするいやがらせ
エイジ ハラスメント	本来は中高年の社員に年齢に関していやがらせを行うことを指していたが、最近は家庭内での父親や、介護施設の利用者である高齢者に対する差別やいやがらせも含む
マリッジ ハラスメント	未婚者に対して執拗に「結婚しないの？」など結婚に関する圧力をかけたりいやがらせをすることをいう
パーソナル ハラスメント	個人的趣向や容姿、クセなどプライベートでパーソナルな面に関して文句をつけたりいじめたりする行為
レイシャル ハラスメント	人種差別的ないやがらせ
マタニティ ハラスメント	職場において、妊娠している、または出産した女性に対して行われるハラスメント
ケアハラスメント	働きながら介護を行う人に対し、介護休暇を取得する人に嫌味を言ったりする
ヌードルハラスメント	麺類などをすする音によるハラスメントこと
カラオケ ハラスメント	職場などの立場を利用して、カラオケで歌いたくない人に無理矢理歌わせるいやがらせ
ソーシャル ハラスメント	主にTwitterやFacebookなどのSNSに職場の上下関係が持ち込まれてトラブルやストレスの原因となること
アルコール ハラスメント	飲酒にまつわるいやがらせ
フォトハラスメント	無許可での撮影、許可なくSNSなどに掲載し相手に不愉快な思いをさせてしまうこと
ワクチンハラスメント	コロナワクチンの接種をしない人に対して行われる嫌がらせのこと
終われ ハラスメント	企業が学生に、内定と引き換えに就活を終わるように迫ること
継ぐんでしょハラスメント	家業を継ぐことを強要されるなど、プレッシャーをかけられるハラスメント

□労働局による相談対応

パワーハラスメントだけでなくセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメントについても、労働局による助言・指導や調停による紛争解決援助を受けられますので、顧問契約している社会保険労務士等がない場合には、労働局の雇用環境・均等部（室）や総合労働相談コーナーにご相談されてみてはいかがでしょうか。

～コメント～

もしもパワハラ事案が生じた場合には、事業主側も精神的・時間的・金銭的に負荷がかかってしまうことが多いと聞きます。創業以来、就業規則等を改定した記憶がないという事業主様は、見直しを図るいい機会かと思われれます。

クラージュ総合会計事務所 小門 竜太